

すまいる通信

第13号

「遺言書（遺言書）」と「遺書（いしょ）」は違います。「遺書（いしょ）」と言うと、死に際に残すメッセージのような感じがしますね。「遺言書（ゆいごんしょ）」は法律で決められた方式に従って財産の分け方などを決める法律行為です。「遺言書（ゆいごんしょ）」を書くことに抵抗を感じる方は、もしかしたら「遺書（いしょ）」と混同しているのかもしれませんがね。

遺言書を書くのはまだ早いと思っている人は、将来どうなるか分からないからという理由でまだ早いと感じている人も多いのでは。もしかしたら、独身の子どもが将来結婚するかもしれないし、自分が老人ホームにでも入ることになってしまったら財産を処分することになるかもしれないし・・・

そうすると、財産の分け方も変わってしまいますよね。しかし、遺言書は元気なうちにしか書けません。もしかしたら、あした交通事故で亡くなることがあるかもしれません。なので、遺言書は早めに書いた方が良いでしょう。

遺言書を書くことに抵抗を感じる人は、とりあえず練習のつもりで遺言書を自筆で書いてみましょう。最終的には、遺言書を公正証書で作成したほうが良いというのは間違いありません。しかし、自筆の遺言書でも無いよりはマシです。自筆なら、遺言書の書き直しも容易だし、費用も安くおさまります。まずは遺言書を自筆で作成してみて、状況の変化に応じて書き直しをし、そして、ある程度これで良いだろうという状態になったら遺言書を公正証書にしてください。

遺言書は法的に決められた様式に不備があると無効になってしまいますので、作成する際にはご相談ください。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料

○相続対策編：10月4日（土）

時間：10：00～12：00
（開始10分前までにご来場ください）

場所：川東タウンセンターマロニエ
（小田原市中里273-6）
205号室

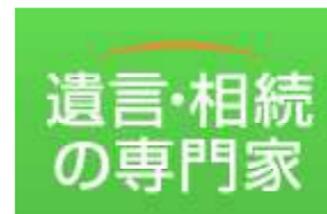
お申し込みは TEL：0465-39-1900

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師プロフィール◆

長尾影正（ながおかげまさ）
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
宅地建物取引主任者
ファイナンシャル・プランニング2級
相続アドバイザー協議会 認定会員



住まいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL: 0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>

行政書士 長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao@yuigon-souzoku.info
<http://www.yuigon-souzoku.info>